国家公務員倫理審査会

公務員倫理ホットライン
０３－３５８１－５３４４
公務員倫理ホットライン　検索

事業者の立場から見た公務員との接触ルールについて

～ 国家公務員倫理の制度・運用 ～

平成２９年３月

国家公務員倫理審査会事務局

本教材について

国家公務員倫理の制度・運用に関しては、近年、国家公務員倫理審査会事務局に対して、企業や業界団体の方々からの照会・相談、研修講師派遣の依頼を多数いただいております。

国家公務員自身が襟を正すことは当然のことですが、国家公務員の仕事の相手方となる事業者の方々にも、公務員倫理の基本について知っていただくことは、国家公務員・事業者双方にとって、円滑な業務運営に資するものとなります。

このような背景から、本教材は、国家公務員倫理の制度・運用に関する概略について整理して解説するものです。

目　次

Chapter 1　公務員倫理の枠組み ▶

1. 公務員倫理の分類
2. 国家公務員倫理法の制定経緯
3. 国家公務員倫理法の適用対象者

Chapter 2　国家公務員倫理の制度・運用 ▶

1. 倫理法の目的・倫理行動規準
2. 倫理法・倫理規程の主なルール
3. 倫理法令における利害関係者
4. 利害関係者との間における禁止行為と例外
5. 利害関係者以外との間における規制
6. 倫理法令に関するＦＡＱ

Chapter 3　倫理法令違反への対応 ▶

1. 倫理法令違反となった場合の措置
2. 違反の疑いに関する相談・通報
3. 近年の主な違反事案の概要

Chapter 4　倫理審査会からの情報提供、お問合せ先の御紹介 ▶

Chapter 1

公務員倫理の枠組み

1．公務員倫理の分類

「公務員倫理」と言っても、様々なカテゴリーが存在

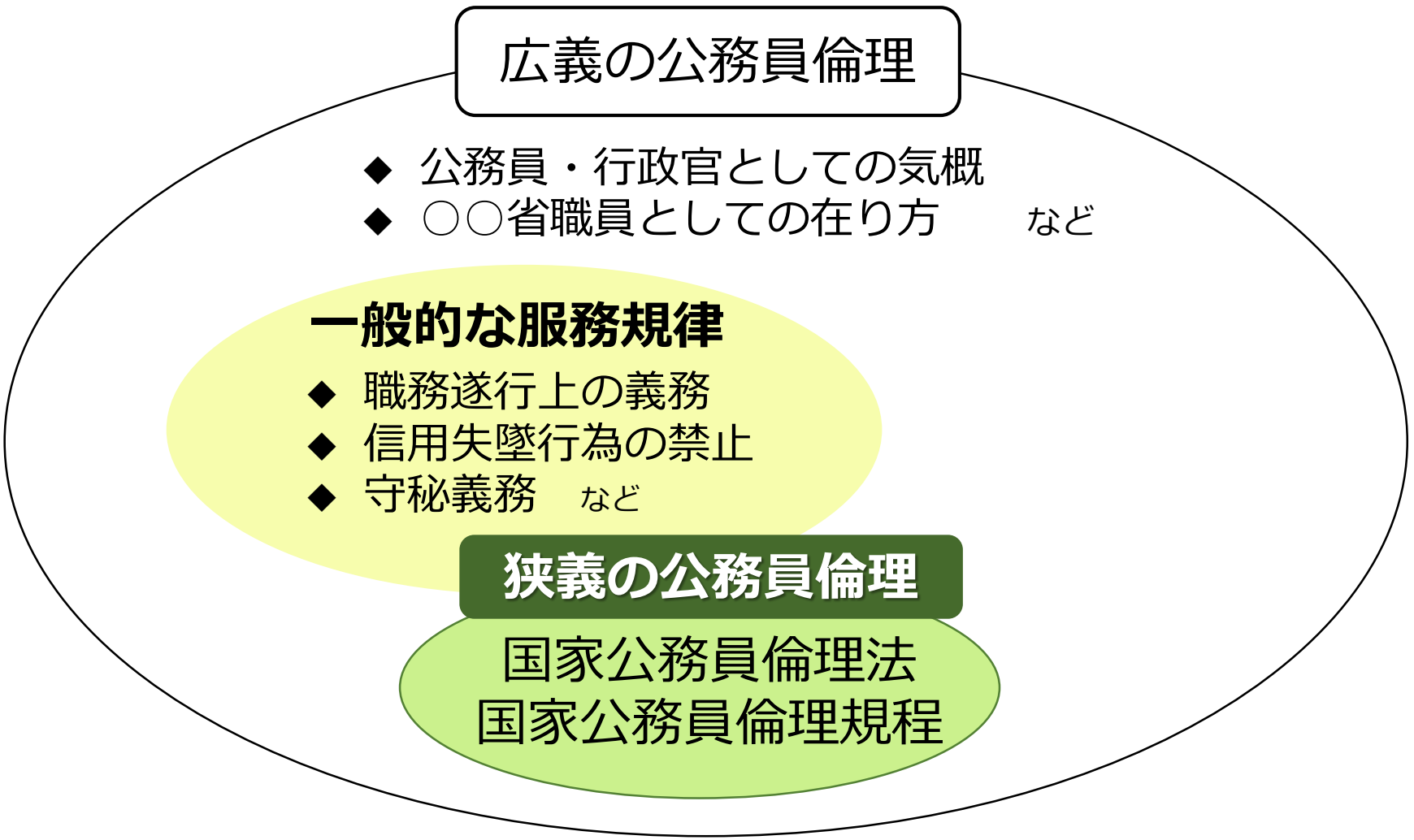

2．国家公務員倫理法の制定経緯

倫理法は、1990年代後半の公務員不祥事を背景に制定

- 1995年～1996年　幹部公務員を中心とした過剰接待事件
- 1996年　各省庁が個別に「倫理規程」制定
- 1998年　金融不祥事事件

↓

行政内部による自浄作用には期待できない

↓

国会議員による倫理法制定の動き

↓

- ✓ 1999年8月　**倫理法　成立**［議員立法］
- ✓ 2000年4月　**倫理法 及び 倫理規程　全面施行**

３．国家公務員倫理法の適用対象者

倫理法の対象は「一般職」の国家公務員

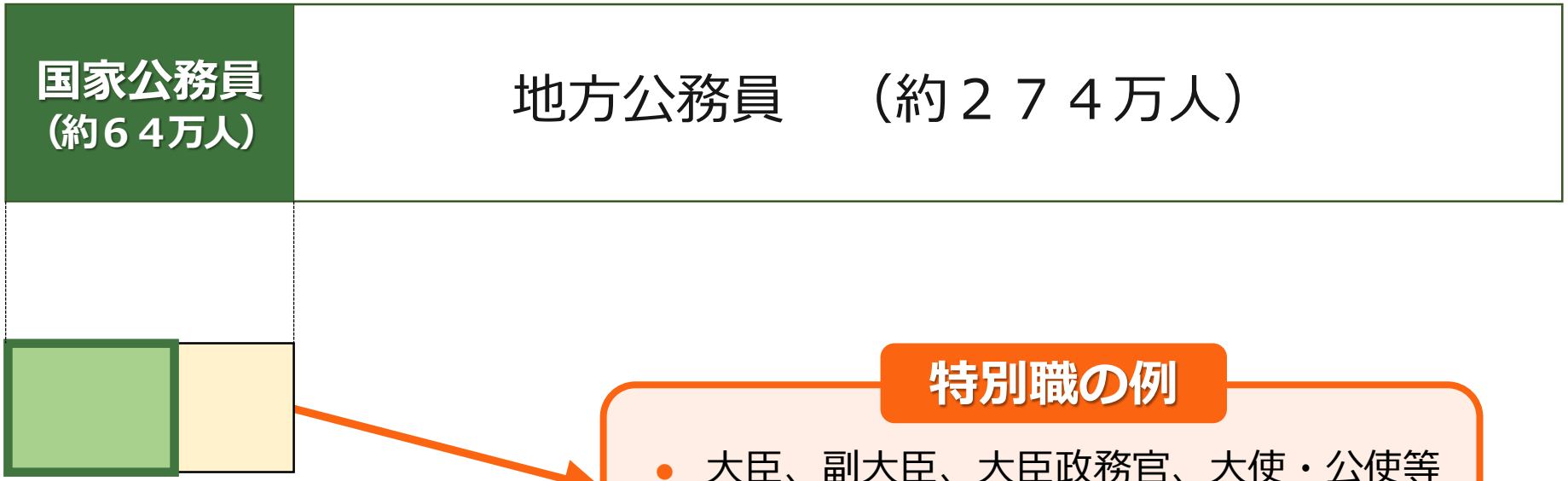

特別職の例

- 大臣、副大臣、大臣政務官、大使・公使等
- 裁判官、裁判所職員
- 国会職員
- 防衛省職員
- 行政執行法人役員　など

３．国家公務員倫理法の適用対象者

- **倫理法の対象者は「一般職」の国家公務員**
- **その他の公務員についても、倫理法・倫理規程と類似の規制あり**

国家公務員（「一般職」「特別職」は国家公務員法第２条に定義あり）

- **一般職** ・・・ **国家公務員倫理法**
- **特別職** ・・・ 個別の法律等で規定　例：自衛隊員倫理法

地方公務員 ・・・ 各自治体の条例などで規定

特殊法人等 ・・・ 特殊法人、認可法人、国立大学法人などは各法人の倫理規程などで規定

Chapter 2

国家公務員倫理の制度・運用

１．倫理法の目的・倫理行動規準

国家公務員倫理法

（平成１１年法律第１２９号）

第１条　この法律は、・・・・・職務の執行の公正さに対する**国民の疑惑や不信を招くような行為の防止**を図り、もって**公務に対する国民の信頼を確保**することを目的とする。

国家公務員倫理規程

（平成１２年政令第１０１号）

◆ 第１条において、**倫理行動規準**を規定

① 国民全体の奉仕者であることを自覚し、差別的取扱いをせず、常に公正な職務の執行に当たること
② 常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的利益のために用いないこと
③ 権限の行使に当たっては、国民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと
④ 職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り組むこと
⑤ 勤務時間外でも、常に公務の信用を念頭に置いて行動すること

２．倫理法・倫理規程の主なルール

倫理規程において国家公務員に禁止される行為は、相手が「利害関係者」か否かで異なる

１．**「利害関係者」**との関係でのルール

■ **利害関係者**との間での禁止行為（倫理規程第３条第１項）

└―― 禁止行為の例外
（倫理規程第３条第２項、第４条第１項）

２．**「利害関係者」以外**との関係でのルール（倫理規程第５条）

■ 社会通念上相当と認められない供応接待・利益供与を国家公務員が受けることの禁止

3．倫理法令における利害関係者

「利害関係者」とは何かを理解することが重要

利害関係者とは　（倫理規程第２条）

- **特定の事務**の相手方となる**事業者等**又は個人

特定の事務

① 許認可等
② 補助金等の交付
③ 立入検査、監査又は監察
④ 不利益処分
⑤ 行政指導
⑥ 事業の発達、改善及び調整に関する事務
⑦ 契約
など

事業者等

「事業者等」とは、営利法人だけでなく、それ以外の団体、事業を行う個人も該当

（注）事業者等の利益のために国家公務員に接触している、役員、従業員なども事業者等とみなされる

３．倫理法令における利害関係者

皆様との関係では…

- ◆ 皆様の仕事の相手が国家公務員(※)であり、
- ◆ 皆様が「特定の事務」の相手方になっている場合

皆様は、相手の国家公務員とって**「利害関係者」**に該当

※ 地方公務員、特殊法人等職員も国家公務員と同内容・類似の規制あり

４．利害関係者との間における禁止行為と例外

国家公務員と利害関係者との間では、以下の行為が禁止

（倫理規程第３条第１項各号）

国家公務員が

① 利害関係者から **金銭、物品等の贈与**を受けること
② 利害関係者から **金銭の貸付け**を受けること
③ 利害関係者から **無償で物品等の貸付け**を受けること
④ 利害関係者から **無償でサービスの提供**を受けること
⑤ 利害関係者から **未公開株式**を譲り受けること
⑥ 利害関係者から **供応接待**を受けること
⑦ 利害関係者と **共に遊技・ゴルフ**をすること
⑧ 利害関係者と **共に旅行**をすること
⑨ 利害関係者をして **第三者に対して上記行為をさせる**こと

以下の行為は、例外として認められている

（倫理規程第３条第２項各号）

国家公務員が

① 宣伝用物品又は記念品（広く一般に配布するもの）の贈与を受けること

② 職務として利害関係者を訪問した際に、提供される物品を使用すること

③ 職務として利害関係者を訪問した際に、周囲の交通事情等からみて相当と認められる範囲で提供される自動車（日常的に利用しているもの）を利用すること

④ 職務として出席した会議その他の会合において、茶菓の提供を受けること

⑤ 職務として出席した会議において、簡素な飲食物の提供を受けること

⑥ 多数の者が参加する立食パーティーにおいて、記念品の贈与を受けること

⑦ 多数の者が参加する立食パーティーにおいて、飲食物の提供を受けること

４．利害関係者との間における禁止行為と例外

私的な関係があれば、禁止行為を行うことができる

（倫理規程第４条第１項）

利害関係者であっても、「私的な関係」に該当すれば、
禁止行為を行うことが例外的に認められる場合がある

判断のポイント

① 職務上の利害関係の状況
② 私的な関係の経緯及び現在の状況
③ 行おうとする行為の態様

国民の疑惑・不信を
招くおそれがない場合は

禁止行為の例外

◆ 「私的な関係」に当たる例

・小中学校時代からの親友
・ＰＴＡや地域活動で知り合った相手
・趣味のサークル仲間

◆ 「私的な関係」に当たらない例

・公務職場での昔の同僚
・仕事で知り合った相手

５．利害関係者以外との間における規制

利害関係者 **以外** との間でも、過度な供応接待等は禁止

（倫理規程第５条第１項）

国家公務員は、
相手が利害関係者以外であっても、供応接待を繰り返し受けるなど

社会通念上相当と認められる程度を超えて
利益の供与を受けてはならない

判断のポイント

① 原因・理由の相当性
② 対象者の限定性（国家公務員限定か）
③ 金額（高額すぎないか）
④ 頻度
⑤ 相手との関係性（利害関係者に近いか）

これらを総合的に勘案

個別ケースの御照会は、
国家公務員倫理審査会事務局へ

６．倫理法令に関するＦＡＱ

①　利害関係のある国家公務員へ贈り物をする

委託事業でお世話になっている国家公務員を訪問した際に、差し入れとして、簡素なお菓子を渡したいが、問題ないか。

国家公務員は、利害関係者から金銭や物品などを受け取ることが禁止されています。

お中元、お歳暮、バレンタインデー時期の贈り物やお土産など、名目や金額にかかわらず、禁止されています。

なお、広く一般に配布される宣伝用物品や記念品（社名入りのカレンダー、クリアファイル等）であれば、認められます。

６．倫理法令に関するＦＡＱ

② 利害関係のある国家公務員を自動車で送迎する

国家公務員が委託事業の調査・視察に来ることとなった。最寄り駅と訪問先の間には公共交通機関がないことから、当社が送迎したいと考えているが、問題ないか。

国家公務員は、利害関係者から無償でサービスの提供（自動車による送迎など）を受けることができません。
しかし、以下を全て満たす場合は、利害関係者が提供する自動車の送迎等を受けて差し支えありません。

① 国家公務員が職務として利害関係者を訪問すること
② 利害関係者が日常的に利用している自動車であること
③ 自動車の利用に相当性があること（例：周辺の交通事情等を考慮）

利用の相当性など個別具体的に判断する必要があるため、
気になる点があれば、国家公務員倫理審査会事務局へ御相談ください。

６．倫理法令に関するＦＡＱ

③ 利害関係のある国家公務員と飲食を共にする

利害関係のある国家公務員と一緒に食事に行くことになった。
会費を予め徴収したが、当日、コース対象外の料理も注文することになり、その分の支払いは請求せず、負担したが、問題ないか。

国家公務員が利害関係者と飲食を共にすること自体は禁止されていませんが、国家公務員が利害関係者の負担で飲食をすることは禁止されています。
国家公務員が自己の飲食に係る費用を負担（例：割り勘）していれば問題ありませんが、その負担額が不十分な場合は、禁止行為に該当します。

「利害関係者との飲食は割り勘で」という点は、国家公務員側には周知徹底しております。御理解・御協力をお願いします。

６．倫理法令に関するＦＡＱ

④ 利害関係のある国家公務員と旅行やゴルフを共にする

利害関係のある国家公務員と、プライベートの話もするようになり、旅行やゴルフが共通の趣味であることが分かった。そこで、今度一緒にゴルフ旅行をしたいが、問題ないか。

国家公務員が利害関係者と旅行、ゴルフ、遊技（例：麻雀）を共にすることは、国家公務員が自己の費用を負担したとしても、禁止されています。これは過去に国家公務員が利害関係者とこのような行為をした際に、過剰な接待を受けていた経緯などがあり、規制されているものです。
なお、次のような場合は禁止行為に当たらないとしています。

- 国家公務員が会員となっているゴルフクラブのコンペに参加した際、利害関係者とたまたま一緒になった場合
- 国家公務員が旅行会社主催のツアー旅行に参加した際、利害関係者とたまたま一緒になった場合
- 国家公務員が仕事のために必要な範囲で利害関係者と共に旅行(出張)する場合

６．倫理法令に関するＦＡＱ

⑤ 利害関係のある国家公務員に講演や原稿執筆を依頼する

利害関係のある国家公務員に、業界に適用される新ルールの説明の講師を依頼したいが、問題ないか。

倫理法・倫理規程においては、依頼主が利害関係者か否かを問わず、国家公務員が講演や執筆などの依頼を受けること自体は禁止されていません。

講演料や原稿料の金額については、省庁ごとに基準・目安が定められています。御不明な点があれば、依頼先の国家公務員又はその国家公務員の所属組織にお問い合わせください。

６．倫理法令に関するＦＡＱ

⑥ 利害関係のない国家公務員と接触する

仕事上付き合いのある国家公務員で、倫理法令上の利害関係は生じていない者と接触する場合、倫理法令は気にしなくてよいか。そのような者に、例えば、自社がスポンサーになっているコンサートの招待券を渡すことは問題ないか。

国家公務員は、利害関係者以外からであっても、供応接待を繰り返し受けたり、著しく高額なものを受け取ったりするなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けることが禁止されています。

原因・理由の相当性、対象者の限定性（国家公務員限定か）、金額（高額すぎないか）、頻度、相手との関係性などを総合的に勘案して判断することになります。気になる点があれば、国家公務員倫理審査会事務局に御相談ください。

Chapter 3

倫理法令違反への対応

chap.3

１．倫理法令違反となった場合の措置

- **違反した国家公務員は処分の対象に**
- **違反に関与した事業者に対して、倫理法令上は処分なし**

（ただし、他の法令違反に抵触するおそれなど、事業展開に支障が生ずるおそれあり）

【 国家公務員に対する処分の種類 】

重

免 職	公務員関係からの排除（原則、退職手当は不支給）
停 職	一定期間、職務に従事させず、給与は不支給
減 給	一定期間、給与を減額
戒 告	その責任を確認し、将来を戒める（昇進・ボーナスに影響）

※ 上記の処分の場合、その概要は原則公表（個人名、事業者名等については非公表）

矯正措置

上記の懲戒処分に至らないまでも、省庁ごとの内規において「訓告」、「厳重注意」などの矯正措置がなされることもある

２．違反の疑いに関する相談・通報

気になることがあれば、早めに御連絡を！

当事者が早い段階で相談・通報していれば、深刻な事態になる前に対応できたケースも。

公務員倫理ホットライン（国家公務員倫理審査会の窓口）

～ 相談・通報は匿名でも可能です ～

電　話：**０３－３５８１－５３４４**（土・日・祝日及び12/29～1/3を除く、9:30～18:15）

ＦＡＸ：**０３－３５８１－１８０２**

郵　送：〒100-8913 東京都千代田区霞が関１－２－３

ＷＥＢ：公務員倫理ホットライン　検索

※ 相談・通報者の氏名等は窓口限りにとどめるなど、相談・通報したことを理由として相談・通報者が不利益な取扱いを受けることがないよう万全を期しています。

そのほか、各省庁においても、相談・通報窓口を設置しています

2．違反の疑いに関する相談・通報

【公務員倫理ホットラインでの対応の場合のフローチャート】

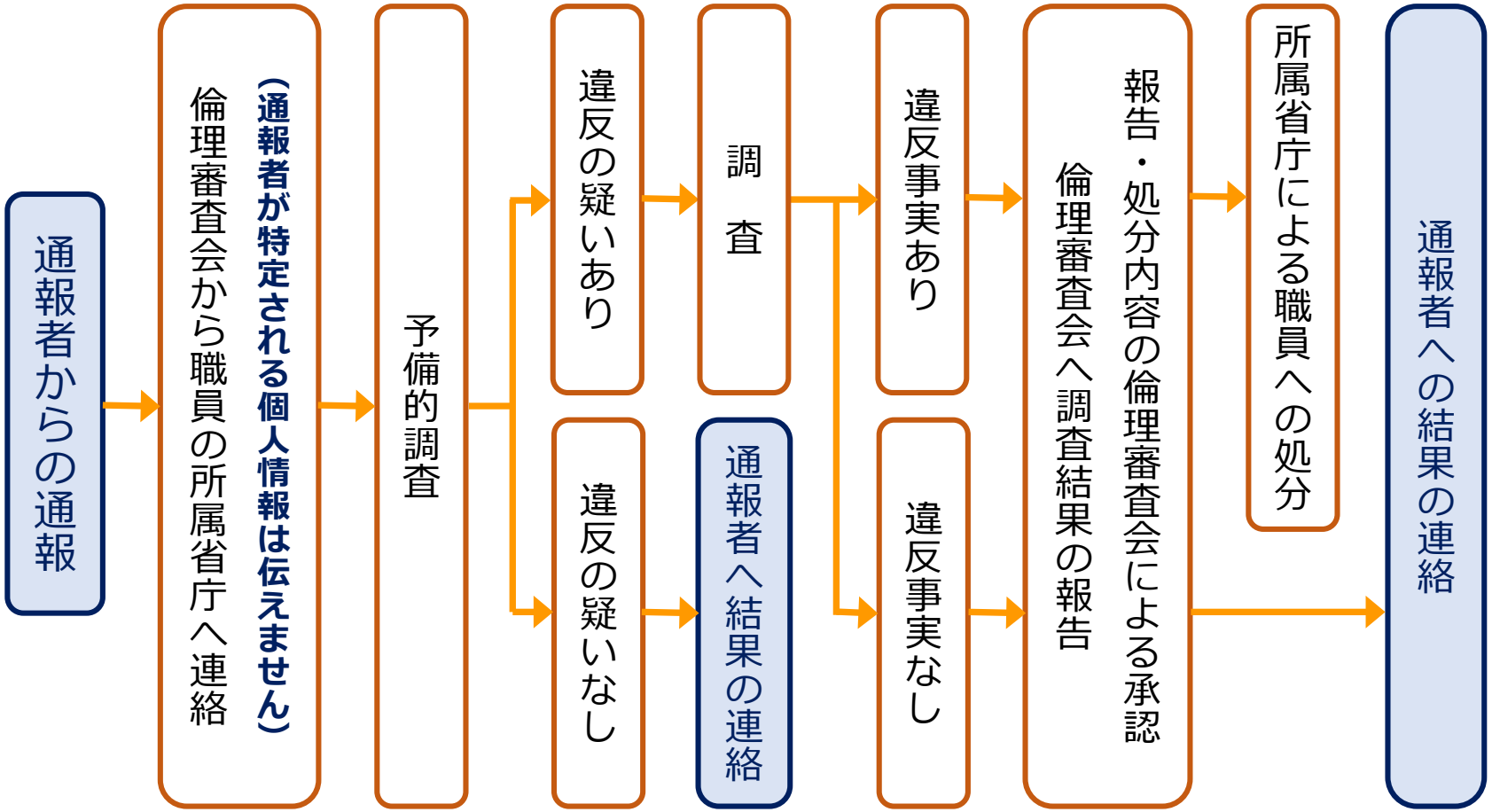

３．近年の主な違反事案の概要

◆ 利害関係者から金銭、物品等の贈与を受けてはならない（倫理規程第３条第１項第１号）

- × Ａ省の職員が、利害関係者（立入検査等の相手方事業者）から金銭の贈与を２回（計２５万円）受けた。
- × Ｂ省の職員が、利害関係者（許認可等の相手方事業者）から被災したことに対する見舞金として現金２万円の贈与を受けた。
- × Ｃ省の職員が、利害関係者（契約の相手方事業者）から、物品の贈与を３回（計１万４千円相当）受けた。

◆ 利害関係者から金銭の貸付けを受けてはならない（倫理規程第３条第１項第２号）

- × Ｄ省の職員が、利害関係者（許認可等の相手方事業者）２社から計４回にわたり総額７５万円程度の金銭の貸付けを受けた。
- × Ｅ省の職員が、利害関係者（契約の相手方事業者）から金銭の貸付けを６回（計５万２千円）受けた。

３．近年の主な違反事案の概要

◆ 利害関係者から無償でサービスの提供を受けてはならない（倫理規程第３条第１項第４号）

× Ｆ省の職員が、利害関係者（許認可等の相手方事業者）から、（飲食の供応接待を３回〔計２万２千円相当〕受けたほか、）出張先での移動の際、同事業者が運転する自動車により送迎を受けるなど無償で役務の提供を受けた。

× Ｇ省の職員が、施設内で発生した車両事故を隠蔽することを目的として、事故車両とは別の車両を修理に出したという虚偽事実を工作するため、利害関係者（契約の相手方）に対し、虚偽の会計書類を作成させるとともに、本来保管させる必要がない当該車両を保管させた。

◆ 利害関係者から供応接待を受けてはならない（倫理規程第３条第１項第６号）

× Ｈ省の職員が、利害関係者（事業の発達、改善及び調整に関する事務の相手方事業者）から、飲食の接待を３回（計５万７千円相当）受けた。

× Ｉ省の職員６人が、利害関係者（許認可等又は契約の相手方事業者）と３～６回飲食した際に、支払った額に不足（合計約１万円～約２万円）があった。

３．近年の主な違反事案の概要

◆ 利害関係者と共に遊技、ゴルフ、旅行をしてはならない（倫理規程第３条第１項第７号・８号）

× Ｊ省の職員が、利害関係者（立入検査等の相手方事業者）と共に、２年間にわたり、月に２～３回、麻雀を行った。

× Ｋ省の職員が、利害関係者（許認可等の相手方事業者）から飲食物の提供（数百円程度）を受け、さらに、共に海外旅行をした。

◆ 利害関係者以外との関係での規制（倫理規程第５条第１項）

× Ｌ省の職員が、利害関係者以外の事業者から、飲食の接待を少なくとも８回（計約４万８千円）受け、また、金品の贈与を複数回（計２万４千円相当）受けた。

× Ｍ省の職員が、利害関係者以外の事業者と飲食をした際、その事業者から繰り返しタクシー券の贈与を受け、少なくとも２６回（計１２万７千円相当）利用した。

× Ｎ省の職員が、利害関係者以外の事業者から、多額の金銭の貸付け（計５００万円）を受けた。

Chapter 4

国家公務員倫理審査会からの情報提供、各種お問合せ先の御紹介

国家公務員倫理審査会ウェブサイト

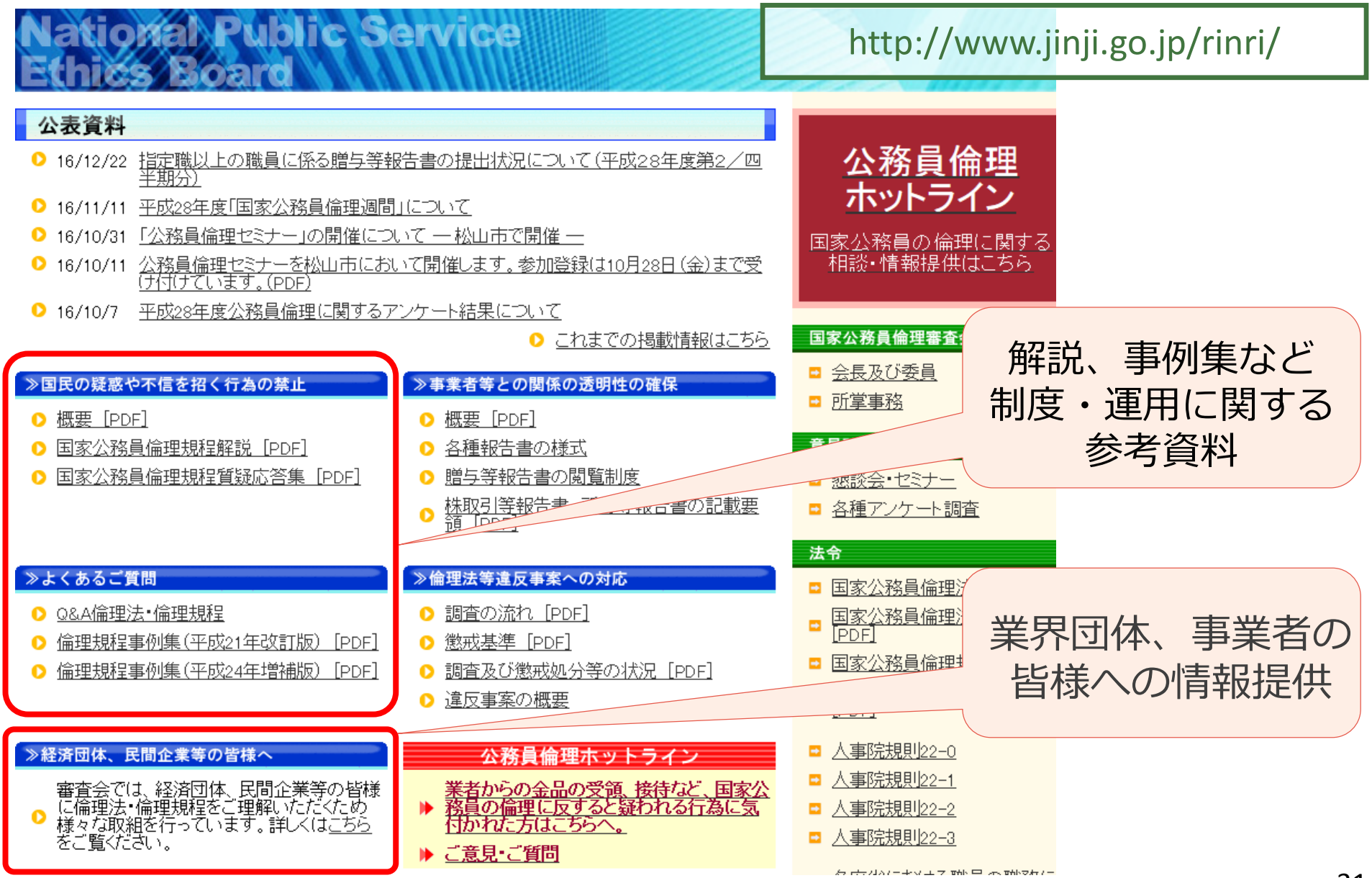

解説、事例集など制度・運用に関する参考資料

業界団体、事業者の皆様への情報提供

国家公務員倫理審査会ウェブサイト

公表資料

- 16/12/22 指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出状況について(平成28年度第2／四半期分)
- 16/11/11 平成28年度「国家公務員倫理週間」について
- 16/10/31 「公務員倫理セミナー」の開催について ― 松山市で開催 ―
- 16/10/11 公務員倫理セミナーを松山市において開催します。参加登録は10月28日(金)まで受け付けています。(PDF)
- 16/10/7 平成28年度公務員倫理に関するアンケート結果について

これまでの掲載情報はこちら

≫国民の疑惑や不信を招く行為の禁止

- 概要 [PDF]
- 国家公務員倫理規程解説 [PDF]
- 国家公務員倫理規程質疑応答集 [PDF]

≫事業者等との関係の透明性の確保

- 概要 [PDF]
- 各種報告書の様式
- 贈与等報告書の閲覧制度
- 株取引等報告書、所得等報告書の記載要領 [PDF]

≫よくあるご質問

- Q&A倫理法・倫理規程
- 倫理規程事例集(平成21年改訂版) [PDF]
- 倫理規程事例集(平成24年増補版) [PDF]

≫倫理法等違反事案への対応

- 調査の流れ [PDF]
- 懲戒基準 [PDF]
- 調査及び懲戒処分等の状況 [PDF]
- 違反事案の概要

≫経済団体、民間企業等の皆様へ

審査会では、経済団体、民間企業等の皆様に倫理法・倫理規程をご理解いただくため様々な取組を行っています。詳しくはこちらをご覧ください。

公務員倫理ホットライン

業者からの金品の受領、接待など、国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方はこちらへ。

ご意見・ご質問

※ 各種パンフレット

国家公務員倫理審査会の活動 (PDF) | 国家公務員の倫理保持のためのルール (PDF) | ここがポイント公務員倫理 (PDF) | 公務員倫理カード (PDF)

※ 研修資料

研修教材パッケージ「公務員倫理」 | 倫理法・倫理規程セルフチェックシート | 事例で学ぶ倫理法・倫理規程 【You Tube 動画】 | 国家公務員倫理教本 (PDF)

公務員倫理ホットライン

国家公務員の倫理に関する相談・情報提供はこちら

国家公務員倫理審査会

- 会長及び委員
- 所掌事務

意見聴取・啓発活動

- 懇談会・セミナー
- 各種アンケート調査

法令

- 国家公務員倫理法
- 国家公務員倫理法の概要 [PDF]
- 国家公務員倫理規程
- 国家公務員倫理規程の概要 [PDF]
- 人事院規則22-0
- 人事院規則22-1
- 人事院規則22-2
- 人事院規則22-3
- 各府省における職員の係る倫理に関する訓令
- 行政執行法人における職務に
- 国の施策に準じて倫理保持施策を講ずる法人

リンク

- 人事院

事例のショートドラマ

国家公務員倫理審査会ウェブサイト

【 事例のショートドラマ 】

ＤＶＤの教材のほか、
このように、倫理審査会
ウェブサイト経由で閲覧
できるものもあります。

事例で学ぶ倫理法・倫理規程（利害関係者の範囲）

長期間にわたる契約の利害関係者
koumuinrinri
視聴回数 228 回・2 か月前

同じ職場の利害関係者
koumuinrinri
視聴回数 1,163 回・2 年前

利害関係者の範囲～影響力の行使～
koumuinrinri
視聴回数 916 回・3 年前

利害関係者の範囲～メーカーによる営業行為～
koumuinrinri
視聴回数 645 回・3 年前

事例で学ぶ倫理法・倫理規程（金銭、物品の贈与）

御礼の品の受領
koumuinrinri
視聴回数 151 回・2 か月前

コンサートチケットの受領
koumuinrinri
視聴回数 288 回・2 年前

利害関係者からの金銭の贈与～通常の販売価格より低い価格での…
koumuinrinri
視聴回数 261 回・2 年前

コンサートのペアチケット
koumuinrinri
視聴回数 193 回・2 年前

非常勤職員の倫理法違反
koumuinrinri
視聴回数 505 回・2 年前

事例で学ぶ倫理法・倫理規程（無償の役務提供）

研修員の車への同乗
koumuinrinri
視聴回数 119 回・2 か月前

実地調査の際のバスへの同乗
koumuinrinri
視聴回数 298 回・1 年前

利害関係者の車への同乗
koumuinrinri
視聴回数 343 回・2 年前

サービスの一環
koumuinrinri
視聴回数 234 回・2 年前

無償の役務提供～車の利用②～
koumuinrinri
視聴回数 381 回・3 年前

事例で学ぶ倫理法・倫理規程（利害関係者からの供応接待等）

実地調査の際の飲食の提供
koumuinrinri

会合に出席する際の注意点
koumuinrinri

国家公務員 OB との飲食
koumuinrinri

利害関係者からの供応接待～不完全な割り勘②～

利害関係者からの供応接待～不完全な割り勘①～

国家公務員倫理審査会ウェブサイト

National Public Service Ethics Board

http://www.jinji.go.jp/rinri/

公表資料

- 16/12/22 指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出状況について（平成28年度第2／四半期分）
- 16/11/11 平成28年度「国家公務員倫理週間」について
- 16/10/31 「公務員倫理セミナー」の開催について ― 松山市で開催 ―
- 16/10/11 公務員倫理セミナーを松山市において開催します。参加登録は10月28日（金）まで受け付けています。（PDF）
- 16/10/7 平成28年度公務員倫理に関するアンケート結果について

これまでの掲載情報はこちら

≫国民の疑惑や不信を招く行為の禁止

- 概要［PDF］
- 国家公務員倫理規程解説［PDF］
- 国家公務員倫理規程質疑応答集［PDF］

≫事業者等との関係の透明性の確保

- 概要［PDF］
- 各種報告書の様式
- 贈与等報告書の閲覧制度
- 株取引等報告書、所得等報告書の記載要領［PDF］

≫よくあるご質問

- Q&A倫理法・倫理規程
- 倫理規程事例集（平成21年改訂版）［PDF］
- 倫理規程事例集（平成24年増補版）［PDF］

≫倫理法等違反事案への対応

- 調査の流れ［PDF］
- 懲戒基準［PDF］
- 調査及び懲戒処分等の状況［PDF］
- 違反事案の概要

≫経済団体、民間企業等の皆様へ

審査会では、経済団体、民間企業等の皆様に倫理法・倫理規程をご理解いただくため様々な取組を行っています。詳しくはこちらをご覧ください。

公務員倫理ホットライン

業者からの金品の受領、接待など、国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方はこちらへ。

ご意見・ご質問

公務員倫理ホットライン

国家公務員の倫理に関する相談・情報提供はこちら

国家公務員倫理審査会

- 会長及び委員
- 所掌事務

人事院規則22-0

人事院規則22-1

人事院規則22-2

人事院規則22-3

メールでのご質問はこちらから

公務員倫理ホットライン

業者からの金品の受領、接待など、国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方はこちらへ。

ご意見・ご質問

chap.4

国家公務員倫理審査会のお問合せ先

【 国家公務員倫理審査会事務局 】

住所： 〒 100 - 8913 東京都千代田区霞が関 1 – 2 - 3
電話： **０３－３５８１－５３１１**（代表）

- 公務員倫理の制度や事例、研修教材を知りたい
  - ➔ ウェブサイトへ（http://www.jinji.go.jp/rinri/）
- 公務員倫理制度について照会をしたい
  - ➔ 倫理審査会事務局 「企画グループ」へ
- 公務員倫理研修の講師を依頼したい
  - ➔ 倫理審査会事務局 「総務グループ」へ
- 公務員倫理法令違反の疑いについて相談・通報したい
  - ➔ 各省庁の相談・通報窓口へ　又は
    公務員倫理ホットラインへ